

令和4年7月13日
みはる野自治会
岩崎 正昭

令和4年度も昨年に引き続きコロナウイルス流行に伴い書面評決となり、議案書を自治会員に配布し令和4年4月1～15日書面協議書回収締日、令和4年4月16・17日集計での開催としました。

集計の結果第1～5号議案について、書面協議書の過半数の賛成を得ましたので、全議案が可決成立しました。

1. 集計結果

- ・総会員世帯数：793世帯
- ・書面協議書提出：535世帯 未提出：258世帯
- ・賛成：520世帯（1丁目：282世帯 2丁目：238世帯）
- ・書面協議書1. 令和4年度みはる野自治会定期総会における各議案に賛成
- ・書面協議書2. 令和4年度みはる野自治会定期総会における各議案について、賛成520世帯のうち裏面別紙で賛否及びその理由を記述した世帯が4世帯

2. 第1号議案 令和3年度事業報告について

- ・賛成：512
- ・反対：0
- ・意見：0

3. 第2号議案 令和3年度決算報告・監査報告について

- ・賛成：510
- ・反対：0
- ・意見：2・夏祭り事業費ですが、実施していないのに55万支出なのはなぜ？2-28
回答：花火の支出です。

・監査報告で会計監査の表記があるが、自治会規約上、会計監査という役職がないのと、規約に照らして監事という表記になるのではないか。

※ 第3号議案の意見と同じ※1-20

回答：規約では令和2年度（2020年）から監事2名を置くことになっています。監事の役割りは会計だけでなく、資産、役員の業務状況、不正の事実発見の時は総会に報告することになっていますが、これ行う監事2名は不在のままで、会計監査は旧規約のまま会計だけの監査を行い総会での承認をいただけてきました。

平成5年度から、規約のとおり監事2名を置き、その責務を遂行していただきます。

4. 第3号議案 令和3年度みはる野自治会役員体制について

・賛成：511

・反対：1

・意見：0

- ・副会長2名と監事2名が兼任になっているが、規約10条第2項では、兼任を禁じている。監査の性質上・規約上、兼任は避けるべきではないか。

1-20

※第2号議案で回答済み

5. 第4号議案 令和4年度事業計画について

・賛成：510

・反対：1

- ・今年度も集団活動は自粛されると思いますので、最初から計画をせずに中止し、地域にとって最も大事なこと「安心安全」にかかわる活動に注力してはいかがでしょうか？(部の垣根を越えて協力)

回答：コロナの感染状況を考慮して、事業計画を進めます。

「安心安全」に関して、地域の重要事項として防災ガイドライン作成し、対策を行います。

・意見：1

- ・毎年街路樹の下に咲いている水仙について

多分92か所位あると思いますが、水仙の分球(株分け)をして、ないところに植えると良いです。10月~11月頃が良いです。分球して植えるところに腐葉土と化成肥料を混ぜると良いです。2-35

回答：貴重なアドバイスありがとうございます。

対応いたします。

6. 第5号議案 令和4年度みはる野自治会予算について

・賛成：511

・反対：0

・意見：1

- ・コピー機のリース費用ってこの位が相場なんですか？高い気がします。

回答：相場的には並みかと思います。コピー機自体安価でないですが、広報活動には重要な機器になっています。

7. その他自由記入欄について

記入件数：11件

① 野良猫の問題について

・猫たちの糞尿で困っているという方たちがいらっしゃるのも聞きましたが、一方で毎日餌やりをして、自腹で避妊去勢手術を受けさせている方もいらっしゃると聞きました。頭が下がる思いです。

厚木市の保護施設ができるまでには時間がかかると思います。このまま地域猫として見守っていけないのかと個人的には願っています。

これ以上、野良猫を増やさないためにも、安易な餌やりは禁止するとともに避妊去勢手術や餌代の寄付を募ったり、家庭猫として育てて下さる方を探していけたらと思います。

とても難しい問題だと思いますが・・・。

長い間、野良猫たちのお世話を続けてこられた方たちのお話を伺い、何かお手伝いできないか、地域の問題として、皆で解決できたらと切に願います。

1-34

回答：自治会として、厚木市へ野良猫保護の要望書も提出しています。おっしゃる通り地域の皆さんで解決出来る方法も継続して検討します。

② 歩道の樹木の選定を検討してください。 1-6

回答：街路樹は道路維持課が管理しています。毎年同課には自治会から作業計画を確認しています。今年は例年より作業が遅れています。

③ ごみのポイ捨ての周知(公園や道路) 1-6

回答：住民のマナーの問題です。

ポスステごみは気づいたとき回収するようご協力お願いします。

④ 2丁目なかよし広場の使い方について、

再度ご確認ください。

公園を造る際、近隣の住人へ以下の説明がありました。

- ・時間を決めての利用(説明では時間で門を閉めると聞いていました)。
- ・ボール遊び、サッカーや野球は行わない。
- ・ボールが道路へ出ない様、高いフェンスを設ける。

この説明について、自治会として資料は残っているのでしょうか？

現在、サッカー、野球は頻繁に見受けられます。

フェンスをゴールのように的にし、フェンスに当たる音(時には朝6時からの日も)金属バットでボールを打つ音、原付バイクを乗り入れて騒ぐ等は大変ストレスです。在宅での仕事にも影響します。

再度ご確認くださいのですが、近隣に生活している人達は、公園があることを承知して家を購入したのではなく、生活の場に後から公園が出来ました。

ルールや説明の際のお約束が守られないのであれば、閉鎖も含めご検討いただきたい。
また、家や車などに損傷があった場合は、今後は自治会への請求でよろしいでしょうか？ 2-6

回答：公園の管理は公園緑地課です。確認したところなかよし広場建設時、(平成28年9月10日の役員会で)市役所職員、近隣住民、自治会役員に説明会を行った記録はあるとのこと。照明3カ所、フェンスの高さについては3メートルの承認を隣接1軒から会議後承認を得たという記録は残っているとのこと。

騒音等についてですが、原付の乗り入れに関しては、警察へ通報をお願いします。今後お困りのことがありましたら自治会携帯(070-1256-3167)にショートメッセージでご連絡ください。公園緑地課に連絡して対応をお願いします。

⑤ 一つ提案ですが、この協議書ハンコレスにされてはいかがでしょうか。

世の中特に行政でハンコレス化が進んでいるようですので、よろしければ、ご検討ください。2-15-13

回答：役員会で書類見直し検討します。

⑥ 街路樹の落ち葉を掃くのが大変なのですが、竹ぼうきで掃くと時短ということを見ました！！ 2-15-16

回答：貴重なご意見ありがとうございます。

⑦ スポーツ広場の個人利用はできますか？

各公園には「ボール遊びはスポーツ広場で」と表示されてますが、開いてなく使えないです。使えるように検討をお願いします。2-28

回答：自治会携帯(070-1256-3167)へショートメールで利用申し込み下さい。

⑧ 上記とともにですが、ドッグランとして利用させてほしいです。

もしくは、なかよし広場を利用したい。子供も大きくなり、学校や習い事での“つながり”が少なくなりましたが、代わりにペットを飼う世帯が増え、日常的に散歩するので顔を合わせ話す機会も多いです。2-28

回答：スポーツ広場(遊水池)及びなかよし広場は市の施設です。ドッグランとしての利用は管理上(糞尿など)の問題もあり難しいです。

- ⑨ 2丁目21街区在住です。7戸ほどで、すでに3回目の班長が回ってきて、他の街区よりペースが早く負担がありました。少し前に、21街区と22街区と統合していただき、戸数が増えて、これであれば活動を続けられるかと思っていますので、2丁目21.22街区は変動されることのないようにどうぞよろしくお願いいたします。

2-21

回答：承知しました。

- ⑩ 現在11世帯の飛び地班ですが、大きな不都合もなく解消してほしくないです。以前のように7世帯で班長を回していくのは大変きついですし(高齢になることも考えると)。10世帯以上にはしていただきたい。1-9

回答：承知しました。

- ⑪ 太陽光パネルは景観も悪く団地の入り口でもあり、いまだになじめません。電磁波の影響はないのでしょうか。1-9

回答 厚木市環境政策課に問い合わせ下記の回答をいただきました。

「みはる野にお住まいの皆様には、昨今のように再生可能エネルギーの必要性が高まる前から調整池斜面への太陽光パネル設置に御理解いただき、大変感謝しております。

太陽光パネルは、地球温暖化対策だけでなく災害時のエネルギー供給の観点からも重要と考えており、調整池の太陽光パネルは、災害時にみはる野の住民の皆様にご電力を提供することになっております。

令和2年度は、516,721kWhの発電があり、一般家庭120軒ほどを賄うことができる電力です。地域の災害対策の一助と考えていただくと幸いです。

電磁波につきましては、太陽光パネルは直流電力を発電するため、パネル自体からは電磁波は発生しませんので御安心ください。」